

ボランティア研修参加費助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ボランティア活動者が活動に必要な講習、研修等（以下「研修」という。）の参加にかかる参加費、宿泊費及び交通費を助成することにより、活動の向上やボランティアのスキルアップを図ることを目的とする。

（対象）

第2条 助成の対象は、安城市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録するA型登録団体の会員及び個人登録者とする。ただし、B型、C型登録団体については、会長が必要と認める場合は対象とする。

（助成の内容）

第3条 助成の内容は、次の各号のとおりとし、予算の範囲内とする。

（1）ボランティアセンターに登録した活動内容に直結し、技術や知識の向上が期待できる講習会及び研修会等にかかる参加費、宿泊費及び交通費を助成する。

（2）助成の額は、年間一人につき20,000円を上限とする。なお、複数の活動を行っている者が内容の異なる研修を受講する場合もこの額を上限とする。所属する団体への助成の上限は50,000円とする。

（参加費）

第4条 参加費の額は、飲食に相当する費用を除き、現に支払った実費額とする。

（宿泊費）

第5条 宿泊費の額は、1泊分とし実際に支払った額と3,000円を比較し、低い方の額とする。

（交通費）

第6条 交通費の額は、実際に支払った実費額と社会福祉法人安城市社会福祉協議会旅費規程で算出した旅費運賃及び車賃を比較し、低額の方を助成する。

（申請の手続き）

第7条 助成を受けようとする者は、次の書類を当該年度の2月末日まで

に安城市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（１）ボランティア研修参加費助成金交付申請書（様式１）

（２）研修主催者が発行する案内、チラシ等

（助成の決定）

第８条 会長は、２月末日時点で提出のあった第７条に規定する書類をとりまとめ、助成の可否及びその額を決定する。ただし、申請額が予算額に達した場合は、金額を調整する。

２ 会長は、前項に規定する助成を決定したときは、ボランティア研修参加費助成金交付決定通知書（様式２）により、申請者に通知する。

（実績報告）

第９条 助成を受けようとする者が、研修を終了したときは、次の書類を提出しなければならない。

（１）ボランティア研修参加費助成金実績報告書（様式３）

（２）ボランティア研修参加費助成金請求書（様式４）

（３）参加を証明できる資料

（４）研修参加費の領収書（原本）

（５）宿泊費の領収書（原本）

２ 申請の内容に変更が生じた場合は、前項第１号にその旨記載しなければならない。

３ 第１項に規定する書類は、当該年度の２月末日までに会長に提出しなければならない。ただし、当該年度の３月に研修が実施される場合は、当該年度の３月末日までに提出しなければならない。

（助成金の交付）

第１０条 会長は、第８条により助成を決定し、かつ前条の報告を受けた場合は、助成金を交付する。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。